

食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく  
行政措置の状況について（平成30年度～令和元年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
表示・取引適正化グループ

1 食品表示法及び景品表示法に基づく措置（詳細は2ページのとおり）

（事業者数）

	食品表示法			景品表示法 ※1	
	命令	指示	指導	措置命令	指導 ※2
平成27年度	0	2	125	0	36
28年度	0	1	132	0	23
29年度	0	0	108	1	17
30年度	0	0	117	0	20
令和元年度 ※3	0	0	13	0	3

※1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※2 平成27年度まで「注意」

※3 令和元年9月末日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（詳細は3～5ページのとおり）

区分	特定商取引法に基づく措置			消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務 停止 命令	指示	業務 禁止 命令	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
27年度	0	1	—	2	0	0	2	22
28年度	1	0	—	0	0	0	0	21
29年度	2	2	0	0	1	5	4	30
30年度	1	2	0	2	1	4	4	37
令和元年度※6	1	1	0	0	0	1	1	14

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づき不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導を行ったもの

※6 令和元年9月末日現在

食品表示法及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について  
(平成30年度～令和元年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
令和元年9月30日現在

<平成30年度における法に基づく措置>

※なし

<平成30年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
12	51	7	13	83	13	14	23	8	58	144

【景品表示法】

不当景品類	2 件
優良誤認表示	13 件
有利誤認表示	3 件
おとり広告	2 件
合計	20 件

<令和元年度における法に基づく措置>

※なし

<令和元年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
5	16	2	3	26	0	0	0	6	6	32

【景品表示法】

不当景品類	0 件
優良誤認表示	3 件
有利誤認表示	0 件
おとり広告	0 件
合計	3 件

特定商取引法・消費生活条例に基づく行政措置の状況について  
(平成30年度～令和元年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
令和元年9月30日現在

<平成30年度における法又は条例に基づく措置>

1 「リバイバル」こと山本博隆【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市中央区南12条西9丁目
- (2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）※個人事業者
- (3)相談概要：消費者の住居を訪問し、「布団の点検に来た」などと告げて消費者に近づき、「羽毛がたくさん出て来て、放っておくと大変だ」などと言ひ、布団リフォームの契約締結について勧誘をするという消費者からの相談。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成30年5月21日

2 「大洋商会」こと佐藤洋一【消費生活条例】公表（重大被害防止措置）

- (1)所在地：札幌市東区北44条東15丁目
- (2)業態：訪問販売（消火器、薬剤の詰め替え）※個人事業者
- (3)行為概要：消費者の住居を訪問し、消火器販売等の契約を締結する際に、消費者に虚偽又は不明確な事業者所在地を記載し領収証を交付した。
- (4)違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）
- (5)措置：重大な被害を防止する情報の提供（消費生活条例第17条の2）  
【内容】個人事業者は、消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法を用いており、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるため、個人事業者の情報を提供した。
- (6)公表日：平成30年6月5日

3 「スマイル」こと漆戸雅彦【特定商取引法】業務停止命令、指示【消費生活条例】公表（勧告に従わない旨）

- (1)所在地：札幌市中央区南6条西9丁目
- (2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）※個人事業者
- (3)行為概要：個人事業者は、過去に業務停止処分や勧告を受けていたにもかかわらず、個人事業者は、消費者の住居を訪問し、「布団屋ですけど」と告げるだけで寝具の販売等の勧誘目的を隠し、断った消費者に引き続き勧誘を続けるなど、違反行為を繰り返していた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第2項及び第5条第1項  
消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：①業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）  
【内容】平成30年9月20日～平成31年6月19日の9か月の業務の一部停止  
②指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）  
【内容】法違反行為について個人事業者が講じた改善措置を、平成31年5月20日までに北海道知事あて文書で報告すること。  
③勧告に従わない旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】平成22年10月8日付けで道から「消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。」との消費生活条例第17条第3項に基づく勧告を受けていたにもかかわらず、当該勧告に従っていないことから、その旨を公表した。
- (6)処分日：平成30年9月18日
- (7)公表日：平成30年9月20日

4 「郷土新報社」こと山口勲【特定商取引法】指示【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：富山県富山市小原屋
- (2)業態：訪問販売（郷土誌）※個人事業者
- (3)行為概要：消費者宅を訪問し、郷土誌の取材と告げるだけで販売の勧誘目的を明らかにせず、記載内容に不備のある契約書面を交付していた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条及び第5条第1項  
消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：①指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）  
【内容】法違反行為について個人事業者が講じた改善措置を、平成30年11月26日までに北海道知事あて文書で報告すること。  
②勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）  
【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。
- (6)処分日：平成30年10月26日
- (7)公表日：平成30年10月30日

5 「ジャストメガネ」こと植田昭二【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：旭川市豊岡9条5丁目
- (2)業態：訪問販売（メガネ）※個人事業者
- (3)相談概要：「十分な判断ができない高齢者がメガネの売買契約を締結した」「半年間に6本のメガネを購入したが不要なものなので解約したい」といった消費者からの相談。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成30年11月12日

6 「大洋商会」こと佐藤洋一【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：札幌市東区北33条東5丁目
- (2)業態：訪問販売（消火器、薬剤の詰め替え）
- (3)行為概要：個人事業者は、消費者の住居を訪問し、消火器販売等の契約を締結する際に、消費者に虚偽の事業者所在地を記載し領収証を交付した。
- (4)違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）
- (5)措置：勧告（消費生活条例第17条第3項、情報提供（同条第4項））  
【内容】事業者の住所について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させないこと。
- (6)勧告日：平成31年1月7日
- (7)公表日：平成31年1月7日

7 合同会社鷺田商事【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市厚別区厚別中央3条4丁目
- (2)業態：訪問販売（排水管洗浄、修理）
- (3)相談概要：胆振東部地震発生後、「緊急の排水管メンテナンスのお知らせ」というチラシが消費者の自宅に投函され、「排水管に破損等の問題が発生している可能性が非常に高いので、早急に点検清掃をするよう勧める」と記載されているが、事業者を信用できるか、といった相談や、事業者と排水管の工事の契約を締結したが、契約書を受け取っていない、といった相談。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成31年3月19日

【平成30年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	27件
電話勧誘販売	4件
訪問購入	3件
特定継続的役務提供	1件
その他(店舗)	2件
計	37件

＜令和元年度における法又は条例に基づく措置＞

1 「宅建緑地開発株式会社」こと長内久弘【特定商取引法】業務停止命令、指示

- (1)所在地：札幌市東区北21条東15丁目  
 (2)業態：訪問販売(土地)  
 (3)行為概要：事業者は、訪問販売により土地の売買契約を締結した消費者に交付した売買契約の内容を明らかにする書面に、クーリング・オフに関する事項など法令に定められた事項を記載していなかった。  
 (4)違反条項：特定商取引法第5条第1項並びに第6条第1項第6号及び同第7号  
 (5)措置：業務停止命令(特定商取引法第8条第1項)、命令の公表(同条第2項)  
 【内容】令和元年5月25日～同年8月24日の3か月の業務の一部停止  
 指示(特定商取引法第7条第1項)、指示の公表(同条第2項)  
 【内容】書面記載不備及び不実告知について個人事業者が講じた改善措置を、令和元年7月24日までに北海道知事あて文書で報告すること。  
 (6)処分日：令和元年5月23日  
 (7)公表日：令和元年5月24日

2 「ライフサポートジャパン」こと菅克彦【消費生活条例】公表(調査妨害)

- (1)所在地：釧路市愛国東3丁目  
 (2)業態：訪問販売(浄水器、寝具等)※個人事業者  
 (3)相談概要：訪問販売により浄水器の売買契約の勧誘を受けた消費者から、「一度断ったが、しつこく勧誘され契約を締結し、契約書面をもらっていない」、「契約をしたが、手持ちのお金がないと言うと銀行ATMまで連れて行かれた」という相談。  
 (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表(消費生活条例第51条第1項)  
 【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。  
 (5)公表日：令和元年6月17日

【令和元年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	11件
電話勧誘販売	1件
訪問購入	1件
その他(店舗)	1件
計	14件